

政黨者流は單に自己の勢力誇示の爲め敢て軍部の處置を誹謗し却て軍部離間に實質的拍車を掛けるが如き言議をなすに至つては、政黨の病根愈々深くして容易に之を除去し得ないことを明示せるものであると論じて居る。其他議會の論議は在郷軍人にも多大の刺激を與へ、皇軍の威信保持の爲め、何等かの自衛策を講ずるの空氣濃厚となりつゝある。腐敗せる政黨者流の侮辱に對し、光輝ある皇軍の威信を保持し、軍民離間の策謀を粉碎せんが爲め、國民は須らく奮然崛起して既成政黨を排撃し以て軍民一致の實を擧ぐべきであつて、かくして斷末魔に陥れる政黨最後のものがきは、益々彼等を自滅の淵に沈めんとしつゝある。

政黨にして若し反省する處なく依然軍部攻撃の非行を繼續するに於ては我明倫會は彼等打倒の爲め之れの一戰を辭するものに非ず。又此の如き行爲は軍部を奮激せしめ遂に政黨との正面衝突を惹起するの重大結果を齎さずんば止まぬことを警告する。

【補遺】

△本會機關紙「明倫」は昭和八年三月創刊以來本會の主義綱領實現のため號を重ねると共に益々内容を充實し今や全國各支部會員は勿論、一般よりその存在と、價値を重視されてゐます。定價一部十錢送料五厘で廣く配布してゐます。

△尙六十五頁所載以後、本會では

昭和八年八月「明倫會」を
同 十月「五相會議に對する要望」
同 「若槻氏のロンドン條約に關する聲明を反駁す」
同 十一月「齋藤内閣反對の聲明書」
昭和九年一月「軍民離間を策する政黨を排撃す」
等のパンフレットを發行、全國各地支部及び、關係各方面へ配布した。

會 報

明倫會規約

第一章 總 則

- 第壹條 本會ヲ明倫會ト稱シ本部ヲ帝都ニ置ク
 - 支部ハ全國所要ノ都市ニ置キ之ヲ明倫會某地支部ト稱ス
 - 本部ハ全國各支部ヲ統制ス
 - 第貳條 本會ノ目的ハ主義綱領ノ實施貫徹ヲ期スルニアリ
- ### 第二章 業 務
- 第參條 本會ハ其ノ目的達成ノ爲メ大會及役員會ノ決定セル事項ノ外左ノ業務ヲ行フ
 - 一 各種ノ政務調査
 - 二 機關雜誌及書ノ發行
 - 三 講演演說會ノ開催
 - 四 青年ノ政治訓練
- ### 第三章 役 員